

監 督 処 分 情 報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社金山組
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市
許可番号	兵庫県知事（特一 3）第 203593 号
許可を受けている建設業の種類	土、建、と、石、管、鋼、舗、し、塗、園、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 7 年 8 月 18 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 2 号及び 3 号該当）
処分の内容	
建設業法第28条第 3 項に基づく営業停止処分	
1 営業停止の期間	令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで（1 年間）
2 営業停止の範囲	建設工事に係る営業のうち公共工事に係るもの （注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
処分の原因となった事実	
株式会社金山組は、阪神水道企業団が発注した公共工事に関して、元代表取締役が贈賄罪により懲役 10 月（執行猶予 3 年）の判決を受け、控訴の提起期間の経過をもって刑が確定した。 このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号および第 3 号に該当する。	